

## 岡山理科大学学業特待生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、岡山理科大学学則（以下、「学則」という。）第55条の規定に基づき岡山理科大学における特待生に関して必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 岡山理科大学学業特待生（以下、「特待生」という。）は岡山理科大学に在籍する学部2年次以上の学生であって、学業が優秀で健康かつ良識ある学生でなければならない。

### (特典)

第3条 特待生は、学則第41条に定める授業料のうち40万円を免除する。

- 2 本条第1項について、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、授業料等減免制度の適用者となった場合、まず、当該制度の減免を適用し、その残額に対して本規程に基づく減免を行うものとする。

### (候補者数及び期間)

第4条 特待生の候補者数は、別に定める。

- 2 特待生の資格は、1年間とする。

### (決定)

第5条 特待生は、学部教授会の推薦に基づき、大学協議会の審議を経て特待生を決定し、理事長の承認を得て、理事会で報告するものとする。

- 2 各学科は、次に掲げるところによって総合的に判断し、順位を付して候補学生を推薦する。
  - (1) 前年度履修の学業成績（参考資料：それ以前に履修の学業成績）
  - (2) チューターの意見
  - (3) その他

- 3 前項の規定により特待生に決定した者は、指定の期日までに所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

### (特待生の資格取消し)

第6条 特待生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、学部教授会の審議を経て、学長がその資格を取消すものとする。

- (1) 疾病などのため休学した場合
  - (2) 学生としての本分に反する行為があった場合
  - (3) その他特待生として不適当と認められた場合
- 2 前項の規定による取消しがあった場合でも、その補充採用は行わない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

### 附 則（令和3年4月28日 第1回大学協議会）

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。ただし、本規程の施行前に入学した学生は、「岡山理科大学特待生規程」による。